

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

平成 29 年 6 月 30 日
告示第 831 号

改正 令和 4 年 10 月 28 日 告示第 1191 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「防止法」という。）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年和歌山県告示第 124 号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成 29 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{ci} 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 C_p 、 C_{pi} 及び C_{po} の値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前のおりとする。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

3	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	<p>昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	<p>昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

7	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	<p>昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc=(Cci \cdot Qci+Ccj \cdot Qcj+Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
9	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	<p>平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc=(Cci \cdot Qci+Ccj \cdot Qcj+Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
11	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	<p>平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc=(Ccj \cdot Qcj+Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
13	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

22	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 13 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
24	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_{ci} 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 Q_c 、 Q_{ci} 、 Q_{cj} 、 Q_{co} 、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 、 Q_{no} 、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、次の (1) から (3) までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第 1 については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表第 2 号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第 2 については、施行令別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

(1) 化学的酸素要求量に係るもの

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_c 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (1) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (2) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Ccj 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qci 昭和55年7月1日(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては、昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))(単位 1日につき立方メートル)

Qcj 平成3年7月1日(12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日、24の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qco 特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(2) 窒素含有量に係るもの

Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cn 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cni 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qni 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(3) リン含有量に係るもの

Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cp 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpo Cpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qpi 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

別表第1
(1) 化学的酸素要求量

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	100	90	90	90	80	80	80	80	70	70	70	70	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	30	30	30	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、40、40とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	40	40	40	30	
9	寒天製造業	65	60	55	55	65	55	55	55	65	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	50	50	50	40	40	40	30	30	30	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85	85	65	50	60	60	40	40	60	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
17	味噌製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	50	50	50	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	50	50	50	50	
19	うまみ調味料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
20	ソース製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
21	食酢製造業	60	60	50	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	80	65	50	60	60	50	50	40	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	30	30	20	20	
26	生菓子製造業	60	60	60	50	50	50	50	40	40	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
28	米菓製造業	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	40	
30	植物油脂製造業	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	40	30	
31	動物油脂製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
32	食用油脂加工業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	50	50	50	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
35	めん類製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	60	60	45	40	40	40	30	40	40	40	30	
38	あん類製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	50	50	40	30	40	40	40	30	40	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	30	20	30	30	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
47	配合飼料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
48	単体飼料製造業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	30	30	20	
49	有機質肥料製造業	50	50	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	30	30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	85	80	80	80	85	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シムレット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	100	100	90	90	95	95	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	75	75	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗した織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、10、30、30、10、20、20、20、10とする。
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	50	50	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、80、80、80、70、60、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	100	100	90	90	90	90	80	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	100	100	110	110	100	100	80	80	70	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	
89	機械すき紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、70、70、60、60とする。
90	手すき紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	30	30	30	30	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80	90	90	80	80	70	70	60	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
103	複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	30	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、160、160、160、150、150、160、155、150、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、90、90、80、80、90、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、150、140、130、130、150、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	50	50	40	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200、200、200、200、200、190、190、190、190、180、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、80、80、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、270、270、270、260、260、270、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190、190、190、190、180、170、170、170、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	60	60	50	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	120	120	120	110	120	120	120	110	
118	コーラトール製品製造業	130	130	120	120	130	130	120	120	130	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	40	40	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200、200、200、200、200、190、190、200、200、190、190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、60、60、70、60、60、60、60、60、50、50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、70、70、80、70、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、150、160、160、150、160、160、150、150とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、200、190、180、210、200、190、180、170、170、170、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	30	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
125	合成繊維製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、50、50、40、40、50、40、30、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
129	塗料製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	70	70	70	70	平成8年9月1日前の特定施設の係る量にあっては、第3欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90、90、90、80とする。
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	40	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
137	農業製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
138	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	170	170	170	170	170	160	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
147	石油精製業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、30、30、40、40、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、40、50、50、50、40とする。
149	コークス製造業	190	190	190	180	190	190	180	180	100	100	100	90	
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	50	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) 同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
172	うわ葉製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、40、40、40、40、40、40、40、40とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	铸鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	銃鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	铸鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛铸鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
201	電気めっき業	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	60	60	50	40	50	50	40	30	
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	40	40	40	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
215	リネンサプライ業	60	60	50	40	50	50	50	40	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	60	60	50	40	50	50	50	40	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
219	自動車整備業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	病院	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	50	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	(1)第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、40、50、50、40、40、40、40、40、40とする。 (2)単独式処理に係るもの(1)を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、40、50、50、40、40、40、40、40、40とする。 (3)第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、30、25、25、40、30、25、25とする。 (4)平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。 (5)(4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	60	60	60	60	50	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、30、30、30とする。 (2)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、40、35、35、40、40、35、35とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
225	廃油処理業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
228	と畜場	60	60	60	50	60	60	50	40	50	50	50	40	
229	中央卸売市場	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府、通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	35	35	30	20	30	30	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、60、50、40、25、60、50、40、25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20とする。

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

- (1) Q_c 又は Q_{co} (特定排出水の量(Q_{ci} 及び Q_{cj} を除く。))に対するC値(C_c 又は C_{co})
- (2) Q_{ci} (昭和55年7月1日(この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Q_{cj} を除く。)))に対するC値(C_{ci})
- (3) Q_{cj} (平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(C_{cj})
- (イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(2)窒素含有量

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	45	25	25	25	20	
6	乳製品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	15	15	15	15	
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	40	40	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
16	野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
17	味そ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	35	35	35	35	
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
20	ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
22	砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	10	
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
25	パン製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
26	生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
28	米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
30	植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
32	食用油脂加工業	25	25	20	20	15	15	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	25	25	25	20	
38	あん類製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
44	清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
47	配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
50	たばこ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	20	20	15	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	20	20	20	20	15	15	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	15	15	綿織物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、80、80、55、55、55とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	10	
66	繊維工業で上塗した織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	15	15	15	10	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナークランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしセメケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセメケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
89	機械すきと紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
90	手すきと紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
91	塗工紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	20	20	15	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	(1)アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、75、70、65、40、40、40とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、210、210、210とする。 (3)尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、800、800、800、800、800、800、800とする。
103	複合肥料製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
105	ソーダ工業	15	15	15	15	15	15	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	15	15	15	10	
107	無機顔料製造業	40	40	40	40	30	30	30	30	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700、700、700、600、600、600、600とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、5000、5000、4500、5000、5000、5000、4500とする。 (2)酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580とする。 (3)モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、4500、4000、3500、5000、4500、4000、3500とする。 (4)イットリウム化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、120とする。 (5)酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、200、150とする。 (6)酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、230、200、150、230、230、200、150とする。 (7)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、60、60、60、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、50、50、45、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、60、30、30、30、30とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	15	15	15	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、40、40、40、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、30、30、30、30とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
115	脂肪族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、40、40、40、40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、500、500、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	20	20	20	15	
118	コーラルール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	55	50	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100、100、50、50、50、50とする。
120	プラスチック製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、35、35、35、35とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、40、40、40、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	60	50	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、65、55、35、30、25、20とする。 (2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、30、30、30、30とする。 (3)メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500とする。 (4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、35、30、25、20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	14	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	15	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、55、50、50、50、45、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	15	15	15	15	
129	塗料製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	15	15	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、115、100、30、30、30、25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15	15	
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	20	20	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	20	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
149	コークス製造業	950	900	800	700	400	400	400	400	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	15	
155	毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	20	
156	板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
157	板ガラス加工業	20	20	20	20	20	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	15	15	15	15	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	15	15	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
169	砕石製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	25	20	20	20	20	15	10	
172	うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	20	15	15	15	15	(1) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950、900、800、700、400、400、400、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、65、65、65、50、50、50、45とする。
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
183	伸鉄業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、50、50、50、45とする。
185	引抜鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
187	ブリキ製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
188	亜鉛鉄板製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
194	铸鋼製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	
195	鋇鉄鋇物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
196	铸鉄管製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
197	可鍛铸鉄製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
198	鉄粉製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
200	非鉄金属製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	
201	電気めつき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、110、100、55、55、55、55とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	25	20	(1) 溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、40、40、40、40とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、50、50、50、50とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、20、20、15、10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、20、20、20、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、35、30、25、20、20、20、20とする。
207	精密機械器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
208	ガス製造工場	15	15	15	15	15	15	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45とする。
210	空瓶卸売業	30	30	25	25	15	15	15	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	30	30	25	25	15	15	15	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	30	25	25	15	15	15	15	
213	飲食店	60	55	50	45	30	30	30	30	
214	宿泊業	45	45	45	45	30	30	30	30	
215	リネンサプライ業	20	20	20	20	15	15	15	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	30	25	25	25	25	20	15	
219	自動車整備業	25	25	25	25	20	20	20	15	
220	病院	60	55	50	45	25	25	25	25	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、30、25、20、15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	20	15	
225	廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	40	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	25	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	25	25	20	15	
229	中央卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	
230	地方卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	50	50	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2) Qni(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cni)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)りん含有量

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備 考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
4	非金属鉱業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	6	6	6	5	
6	乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	11	11	11	10	5.5	5.5	5.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
9	寒天製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	3	3	3	3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
12	冷凍水産物製造業	8	8	7	6	5.5	5.5	5.5	5	
13	冷凍水産食品製造業	8	8	7	6	6	6	6	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	8	4	4	4	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	7.5	7.5	7.5	3	3	3	3	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3	
17	味噌製造業	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	8	8	3	3	3	3	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
20	ソース製造業	6	6	6	6	2.5	2.5	2.5	2.5	
21	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	2	2	2	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	6	6	6	6	3	3	3	3	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
25	パン製造業	6	6	5.5	5	2.5	2.5	2.5	2.5	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	4	4	4	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6	6	5.5	5	3	3	3	3	
30	植物油脂製造業	6	6	6	6	2	2	2	2	米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、8、8、2、2、2、2とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32	食用油脂加工業	3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	6.5	6.5	6	3	3	3	3	
35	めん類製造業	6.5	6.5	6.5	6	2.5	2.5	2.5	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	4.5	4.5	4.5	4	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
38	あん類製造業	9	8	7	6	4	4	4	4	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	2	
42	果実酒製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業(副産糸練練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	4	3.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	2	2	2	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	3	3	3	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	1.5	1	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
89	機械すき紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
90	手すき紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
94	セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	3	2.5	2	
101	製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	16	16	16	16	16	16	16	16	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
105	ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
106	電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7.5、7.5、7.5、6.5、5、5、5、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5、1.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5、1.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、4、4、4、4とする。
116	メタン誘導品製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
117	発酵工業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
118	コーラルール製品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、5、5、5、5とする。
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	2	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、16、2、2、1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、2.5、2.5、2.5、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
136	火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
149	コークス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
156	板ガラス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
157	板ガラス加工業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	2	2	2	2	2	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
169	碎石製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
172	うわ葉製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4.5、4、3.5、3とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3	3	2.5	2	(1)溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5.5、5.5、5、3、3、3、3とする。 (2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、6、6、6、5.5とする。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
204	電子回路製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.5、4.5、4.5、4.5、2、2、2、2とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、2、2、2、2とする。
207	精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5、1、1、2、1.5、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、8、7、6、5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	3.5	3.5	3.5	3	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
213	飲食店	5.5	5.5	5.5	5	4	4	4	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	5	5	5	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	3	3	3	3	
220	病院	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3.5、3、2.5、2とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
225	廃油処理業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	4	4	4	4	3	3	3	3	
228	と畜場	9.5	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	3	3	3	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	4	3	3	3	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5	

備考 この表において、りんの項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2) Qpi(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

別表第2

(1) 化学的酸素要求量

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	100	90	70	70	80	70	70	70	75	70	60	60	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	70	70	65	60	60	60	50	50	50	50	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	80	80	65	50	60	60	50	50	50	50	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	60	50	40	50	50	50	40	50	50	40	30	
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	70	60	50	40	50	40	30	30	50	40	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	80	70	60	50	70	60	40	40	60	50	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	100	90	65	50	60	60	40	40	60	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	30	
17	味そ製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	60	
19	うまみ調味料製造業	60	50	40	30	35	30	20	20	35	30	20	20	
20	ソース製造業	70	70	65	45	50	50	40	30	50	50	40	30	
21	食酢製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	50	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	50	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	30	20	20	
26	生菓子製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
28	米菓製造業	70	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
30	植物油脂製造業	80	80	80	50	60	50	40	40	60	50	40	30	
31	動物油脂製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
32	食用油脂加工業	55	55	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	90	90	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	50	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	80	70	60	45	60	50	40	30	50	50	40	30	
38	あん類製造業	80	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	50	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	50	40	30	20	40	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	60	50	40	30	55	50	40	30	50	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	50	40	30	20	40	40	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	50	50	40	30	50	50	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
47	配合飼料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
48	単体飼料製造業	70	60	50	40	50	40	30	20	50	40	30	20	
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	90	80	80	80	90	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	110	100	90	90	110	100	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	70	60	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はバーティクルボード製造業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、10、30、30、10、20、20、20、10とする。
75	木材薬品処理業	40	25	20	20	40	25	20	20	40	25	20	20	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	150	150	150	140	150	140	130	130	130	130	120	120	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	60	50	40	40	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、80、80とする。
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	50	50	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	105	100	90	90	100	90	80	80	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	120	110	100	100	120	110	100	100	90	80	70	70	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	バルブ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、70、60、60、60と
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	
94	セロファン製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	90	80	80	90	90	80	80	80	70	60	60	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	60	50	40	30	50	40	30	30	50	40	30	30	
103	複合肥料製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、70、70、60、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	60	50	40	40	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、280、250、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、90、90、80、80、90、90、80、80とする。 (3) エピクロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、150、140、140、150、140、130、130、150、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	70	60	60	60	50	50	50	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、220、210、200、210、200、190、190、200、190、180、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、80、80、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、50、50、70、60、50、50、70、60、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、290、280、270、270、280、270、260、260、280、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、210、200、190、210、200、190、180、190、180、170、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	75	75	70	60	60	50	40	40	60	50	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	70	60	50	50	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、110、100、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	130	120	120	110	130	120	120	110	
118	コールドール製品製造業	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	120	120	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、350、350、290、290、210、210、190、190、210、210、190、190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2)硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、60、60、70、60、60、60、60、60、50、50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、70、70、70、80、70、70、70とする。 (2)クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	(1)有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、310、300、290、280、280、280、270、270、280、280、270、270とする。 (2)有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、200、190、180、210、200、190、180、190、180、170、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
125	合成繊維製造業	50	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、50、50、40、40、50、40、30、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	30	30	30	25	15	15	15	10	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	100	80	80	80	80	50	50	80	80	50	50	
129	塗料製造業	100	90	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	90	90	90	80	
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	50	50	
136	火薬類製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、70、60、50、50とする。
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
138	合成香料製造業	150	140	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	50	40	30	30	50	40	30	30	40	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
147	石油精製業	40	40	40	40	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、40、30、30、40、40、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、70、60、50、40、70、60、50、40とする。
149	コークス製造業	200	200	190	180	190	190	180	180	120	110	100	90	
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	70	60	50	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。・同製品製造業)	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
172	うわ葉製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、60、50、50、50、50、50、50、50、50、50とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	铸鋼製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鉄鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	铸铁管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛铸铁製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
201	電気めっき業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法には、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	50	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	40	50	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
215	リネンサプライ業	80	60	50	40	70	60	50	40	50	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	65	60	50	40	50	40	30	30	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
219	自動車整備業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	50	40	30	30	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	(1)単独式処理に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、50、40、50、50、50、40、50、50、50、40とする。 (2)第2欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、30、25、25、40、30、25、25とする。 (3)平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。 (4)(3)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	60	60	60	60	50	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、35、35、40、40、35、35とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
225	廃油処理業	40	40	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
228	と畜場	80	70	60	50	60	60	50	40	60	60	50	40	
229	中央卸売市場	50	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	40	40	30	20	40	30	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理にかかるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、60、50、40、25、60、50、40、25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20とする。

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

- (1) Qc又はQco(特定排水の量(Qci及びQcjを除く。))に対するC値(Cc又はCco)
 - (2) Qci(昭和55年7月1日(この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量(Qcjを除く。)))に対するC値(Cci)
 - (3) Qcj(平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量))に対するC値(Ccj)
- (イ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
(ロ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
(ハ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
(ニ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(2)窒素含有量

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	25	20	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	55	50	45	35	30	25	20	
6	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	45	50	45	40	35	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30	
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	50	45	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
16	野菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
17	味噌製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	50	45	40	35	
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
20	ソース製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
22	砂糖精製業	30	25	20	20	25	20	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15	10	
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
25	パン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
26	生菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
28	米菓製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
30	植物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
32	食用油脂加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
47	配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
50	たばこ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	綿織物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100、100、60、55、50、45とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
66	繊維工業で上塗りの織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	25	20	15	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限り。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
89	機械すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
90	手すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
92	段ボール製造業	25	20	20	20	25	20	15	10	
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	25	20	15	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	70	65	60	55	(1)アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、75、70、65、70、65、60、55とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、430、430、430、430、210、210、210、210とする。 (3)尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600、1600、1600、1600、1200、1200、1200、1200とする。
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	45	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	
105	ソーダ工業	25	20	15	15	25	20	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	25	20	15	10	
107	無機顔料製造業	80	70	60	50	60	55	50	45	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700、700、700、600、600、600、600とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)バナジウム化合物及びモリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000、5500、5000、4500、6000、5500、5000、4500とする。 (2)酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580とする。 (3)イットリウム化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、150、150、150、150、150とする。 (4)酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、200、150とする。 (5)酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、250、200、150、300、250、200、150とする。 (6)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、160、60、60、60、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪酸系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、55、50、45、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、120、110、100、60、60、60、60とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	55	50	45	30	25	20	15	
115	脂肪酸系中間物製造業	80	70	60	50	35	30	25	20	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、55、50、45、40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、510、510とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	30	25	20	15	
118	コールドタル製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	70	70	60	50	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、180、180、120、110、100、90とする。
120	プラスチック製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	60	50	35	30	25	20	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、65、55、35、30、25、20とする。 (2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420、420、420、420、420、420、420、420とする。 (3)メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500とする。 (4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、35、30、25、20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	30	25	20	15	
129	塗料製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	75	65	55	45	40	35	30	25	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、115、100、40、35、30、25とする。
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
133	生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
138	合成香料製造業	90	80	70	60	30	25	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	30	25	30	25	20	15	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	25	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
149	コークス製造業	1000	900	800	700	800	700	600	500	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	75	65	55	45	
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30	30	
156	板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
157	板ガラス加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
159	ガラス容器製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	30	25	20	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
165	生コンクリート製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
168	黒鉛電極製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
169	砕石製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	25	20	20	25	20	15	10	
172	うわ薬製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
173	高炉による製鉄業	35	35	35	25	30	25	20	15	(1)コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1000、900、800、700、800、700、600、500とする。 (2)ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、90、70、60、55、50、45とする。
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
183	伸鉄業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
184	磨棒鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
185	引抜鋼管製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	20	15	
188	亜鉛鉄板製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
194	铸鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	
196	鋳鉄管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
197	可鍛鉄製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
198	鉄粉製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
200	非鉄金属製造業	70	65	60	55	60	55	50	45	
201	電気めっき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、120、110、100、120、110、100、90とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	35	30	25	20	(1)溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、60、65、60、55、50とする。 (2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、90、90、90、90とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、25、20、15、10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、35、30、35、30、25、20とする。 (2)半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、35、30、25、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、30、25、20、20とする。
207	精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
208	ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。 (2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45とする。
210	空瓶卸売業	35	30	25	25	30	25	20	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	30	25	25	30	25	20	15	
213	飲食店	60	55	50	45	45	40	35	30	
214	宿泊業	60	55	50	45	45	40	35	30	
215	リネンサプライ業	35	30	25	25	30	25	20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
219	自動車整備業	35	30	25	25	30	25	20	15	
220	病院	60	55	50	45	45	40	35	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、30、25、20、15とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	45	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	30	25	20	15	
229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	
230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	60	50	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2) Qni(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cni)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)りん含有量

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
4	非金属鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	8	7	6	5	
6	乳製品製造業	16	14	12	10	8	7	6	5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	8.5	7.5	6.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
9	寒天製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	12	11	10	9	8	7	6	5	
12	冷凍水産物製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
13	冷凍水産食品製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	11	10	9	8	7	6	5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	12	11	10	9	5.5	5	4.5	4	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
17	味噌製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5	
20	ソース製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
21	食酢製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
25	パン製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	5.5	5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
30	植物油脂製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、14、5.5、5、4.5、4とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32	食用油脂加工業	4	4	4	4	4	4	4	4	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
34	穀類でんぷん製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
35	めん類製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
38	あん類製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
39	冷凍調理食品製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	3.5	3	2.5	2	
42	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドバルブ製造工程、リファイナードグラウンドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
91	塗工紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
92	段ボール製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
94	セロファン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	
105	ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
106	電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7、5、6.5、8、7、6、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3	2.5	2	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
116	メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
117	発酵工業	4	4	4	3.5	3	2.5	2	1.5	
118	アルコール製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、8、7、6、5とする。
120	プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、3、2.5、2、1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
125	合成繊維製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	5	4.5	4	3.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、5、4.5、4、3.5とする。
132	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
136	火薬類製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
149	コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3	3	
156	板ガラス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
157	板ガラス加工業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)-同製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
169	砕石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
172	うわ薬製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)-又は電気炉(単独電気炉を含む。)-によるものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
182	鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
183	伸鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
186	伸線業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
198	鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4.5、4、3.5、3とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	(1)溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、4.5、4、3.5、3とする。 (2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、8.5、7.5、6.5、5.5とする。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
204	電子回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、7、6.5、6、6.5、5.5、4.5、3.5とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、4.5、4、3.5、3とする。
207	精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5、1、1、2、1.5、1、1とする。 (2)高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、8、7、6、5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
213	飲食店	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	6	5.5	5	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	6	5.5	5	4.5	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
220	病院	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3.5、3、2.5、2とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
225	廃油処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
227	死亡獣畜取扱業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
228	と畜場	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5	

備考 この表において、りんの項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2) Qpi(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。